

仙台市公募対象公園施設設置等予定者選定委員会の設置及び運営に関する要綱

(平成 30 年 5 月 17 日市長決裁)

(設置)

第 1 条 都市公園法（昭和 31 年法律第 79 号）第 5 条の 4 第 3 項の規定により，設置等予定者（同法第 5 条の 2 第 2 項第 9 号に規定する設置等予定者をいう。次条において同じ。）を選定するにあたり，その選定を適正に行うため，仙台市公募対象公園施設設置等予定者選定委員会（以下「選定委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第 2 条 選定委員会は，次に掲げる事項について審議を行う。

- (1) 設置等予定者を選定するための評価の基準に関すること
- (2) 設置等予定者の選定に関すること

(組織及び委員)

第 3 条 選定委員会は，委員 10 人以内をもって組織する。

- 2 委員は，学識経験者，財務に関し識見を有する者及び本市の職員等のうちから，市長が委嘱し，又は任命する。

(任期)

第 4 条 委員の任期は，2 年以内で市長が定める期間とする。

- 2 委員は，再任されることができる。

(委員長)

第 5 条 選定委員会に委員長を置き，委員の互選によってこれを定める。

- 2 委員長は，会務を総理し，選定委員会を代表する。
- 3 委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは，あらかじめ委員長が指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第 6 条 委員長は，選定委員会の会議を招集し，その議長となる。

- 2 選定委員会は，委員の過半数が出席しなければ，会議を開くことができない。
- 3 選定委員会の委員のうち選定委員会で審議すべき事項に利害関係を有するものは，その事項に関する審議に参加することができない。
- 4 選定委員会の議事は，出席した委員の過半数をもって決し，可否同数のときは，議長の決するところによる。
- 5 選定委員会の会議は，公開する。ただし，次の各号のいずれかに該当するときは，これ

を公開しないことができる。

- (1) 選定委員会の会議において仙台市情報公開条例（平成 12 年仙台市条例第 80 号）第 7 条各号に掲げる情報のいずれかを扱うとき
- (2) その他選定委員会の会議を非公開とすることについて相当の理由があると委員長が認めるとき

（資料の提出等の要求）

第 7 条 選定委員会は、その所掌事務を遂行するため必要があると認めるときは、関係者に対し、資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。

（庶務）

第 8 条 選定委員会の庶務は、建設局百年の杜推進部公園管理課において処理する。

（委任）

第 9 条 この要綱に定めるもののほか、選定委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が選定委員会に諮って定める。

附 則

この要綱は、平成 30 年 5 月 17 日から実施する。

附 則（令和 6 年 5 月 10 日改正）

この改正は、令和 6 年 5 月 10 日から実施する。